

兵庫県公報

平成30年7月13日 金曜日 第3019号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成30年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所（市町振興課）	1
○漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	2
○道路の区域の変更（道路保全課）	2
○道路の位置指定（建築指導課）	3
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	3
○同上（同）	4
○同上（同）	5
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	6
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	7
選挙管理委員会告示	
○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	7
○地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	8
○地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	9

告 示

兵庫県告示第658号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく平成30年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所を次のとおり告示する。

平成30年7月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験期日等

区分	試験期日	受付期間	試験会場	合格発表	採用時期
男子	平成30年9月25日（火）	平成30年8月28日（火） から同年9月14日（金） まで	陸上自衛隊千僧駐屯地又は陸上自衛隊姫路駐屯地（受付時に告知）	試験時に告知	採用予定通知書により告知
女子	平成30年9月26日（水）				
男子	平成30年9月29日（土）	平成30年8月28日（火） から同年9月21日（金） まで			
女子	平成30年9月30日（日）				
男子 女子	平成30年10月1日（月）				

2 問合せ先

名称	場 所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 （神戸防災合同庁舎4階）	(078) 261-8600

同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 (インペリアル・トラストビル3階)	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10 (宮浦ビル1階)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1 (神戸留学生会館2階)	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5 (グランドハイツコーワビル2階)	(072) 770-7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19-3 (第2三建ビル2階)	(0798) 66-7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町篠原町300 (リトハ加古川A棟111 (1階))	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地 (青野原駐屯地内)	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240 (大手前ダイネンBLD)	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市旭1-3 (相生地方合同庁舎2階)	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8-35	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980-2 (柏原センタービル2階)	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目1-20	(0799) 24-2449



兵庫県告示第659号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調査を縦覧に供する。

平成30年7月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第112条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
兵庫県洲本市由良1丁目8番3号 谷口恒彦 同 県同 市由良1丁目4番47号 山林照次	由良町	由良町漁業協同組合

2 指定漁船調査の縦覧

(1) 縦覧期間 平成30年7月13日から同月27日まで

(2) 縦覧場所 由良町加入区 兵庫県洲本市由良1丁目20-29 由良町漁業協同組合



兵庫県告示第660号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年7月13日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 江井ヶ島大久保停車場 線	明石市大久保町江井島字辻ヶ鼻846番9か ら	旧	7.0から 8.0まで	55.0	
	同 市大久保町江井島字辻ヶ鼻841番6ま で	新	16.0から 23.0まで	55.0	一部 予定地



兵庫県告示第661号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成30年 7月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位置	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H30但馬位置 0001号	30. 7. 2	養父市八鹿町小山字東庄界4番3の一部、4 番4の一部、5番3の一部、5番5の一部、 5番6の一部	4.63~5.00	49.40

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年 7月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ダイレックス加西店
所在地 加西市北条町横尾432-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 ダイワロイヤル株式会社
住所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
代表者の氏名 原 田 健
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 ダイレックス株式会社
住所 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表者の氏名 貞 方 宏 司
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年 2月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,538平方メートル

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ドラッグコスモス佐用店
所在地 佐用郡佐用町佐用87ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表者の氏名 宇野正晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表者の氏名 宇野正晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年2月19日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,528平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
59台
 - (2) 駐輪場の収容台数
18台
 - (3) 荷さばき施設の面積
32平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
入口1箇所、出口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成30年6月18日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課
 - (2) 縦覧期間
平成30年7月13日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成30年11月13日
 - (2) 提出先
兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 7月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) トライアル養父店  
 所在地 養父市八鹿町朝倉1263—1 ほか
- 2 法第8条第1項の規定により養父市から聴取した意見の概要  
 当該届出のあった大規模小売店舗と近接して児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園）があるため、児童の健全な育成の妨げにならないよう騒音、振動及び交通には最大限の配慮をされたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課
  - (2) 縦覧期間  
 平成30年 7月13日から 1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 7月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 宍粟市山崎町三津字中瀬177番1、179番2  
 同 市山崎町三津字西ノ溝471番2、472番2、475番2、476番2、476番3、477番、477番1、478番2、479番、479番1、480番から483番まで、483番17から483番19まで、484番、485番、485番1、485番2、486番、487番、487番2、487番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 宍粟市一宮町上岸田569番地の1  
 一宮精工株式会社 代表取締役 垣 尾 秀 雄
- 3 許可年月日及び許可番号  
 平成30年 6月28日  
 兵庫県指令中播（姫土）（建）第1—32—2号（29宍粟）

**選挙管理委員会告示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第44号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年 7月13日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立 石 幸 雄

- 1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中  
「

を  
「

|                                 |                |
|---------------------------------|----------------|
| 医療法人社団 甲有会 カネディアンヒル<br>介護老人保健施設 | 同 市灘区长峰台2丁目3-1 |
|---------------------------------|----------------|

に改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

|               |              |
|---------------|--------------|
| ニチイケアセンター神戸摩耶 | 同 市灘区味泥町4-19 |
|---------------|--------------|

を  
「

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| ニチイケアセンター神戸摩耶 | 同 市灘区味泥町4-19    |
| イリーゼ神戸六甲      | 同 市灘区篠原本町4丁目6-3 |

に改め、同表姫路市の項中

「

|                |                |
|----------------|----------------|
| 介護付有料老人ホーム 東姫路 | 同 市花田町一本松345-1 |
|----------------|----------------|

を  
「

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 介護付有料老人ホーム 東姫路            | 同 市花田町一本松345-1 |
| 介護付有料老人ホーム アーバンリビング<br>今宿 | 同 市西今宿2丁目2-38  |

に改める。



**兵庫県選挙管理委員会告示第45号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成30年 7月13日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 92,452

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 677,823

~~~~~

兵庫県選挙管理委員会告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成30年7月13日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

(選挙区名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	58,053
神戸市灘区	36,125
神戸市中央区	35,891
神戸市兵庫区	30,103
神戸市北区	61,119
神戸市長田区	26,838
神戸市須磨区	45,477
神戸市垂水区	61,599
神戸市西区	67,507
姫路市	139,878
尼崎市	128,913
明石市	83,201
西宮市	132,120
洲本市	12,721
芦屋市	26,686
伊丹市	55,410
相生市	8,495
豊岡市	23,152
加古川市	73,809
たつの市及び揖保郡	30,828
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	23,049
西脇市及び多可郡	17,530
宝塚市	64,587
三木市	22,033
高砂市	25,451
川西市及び川辺郡	53,008
小野市	13,290
三田市	31,518
加西市	12,508
篠山市	11,824
養父市	6,890
丹波市	18,213
南あわじ市	13,538
朝来市	8,705
淡路市	12,763
宍粟市	10,889
加東市	10,891
加古郡	18,137

神 崎 郡	12,134
美 方 郡	9,447